第九条中「別表に掲げる提出先の区分に従い、経済産業大臣又は経済産業局長」を「一部を調査期日の属する月の翌月十五日までに経済産業大臣」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第十条第一項中「前条第一項の規定」を「前条」に改め、同条第二項中「又は経済産業局長」を削り、同条第三項中「前条第一項」を「前条」に改め、同条第四項を削る。

第十四条の見出し中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録」に改め、同条第一項中「第九条第一項」を「第九条」に、「フレキシブルディスク」を「電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法で作られた記録をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項を削る。

第十五条から第十八条までを削る。

第十九条中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録」に改め、同条を第十五条とする。

第二十条第一項中「の保存する調査票及びフレキシブルディスクの保存期間は、一年とする。」を「は、受理した調査票及び電磁的記録を一年間保存する。」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「磁気媒体」を「電磁的記録」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第十六条とする。

別表中「別表（第四条、第六条、第九条関係）」を「別表（第四条、第六条関係）」に改め、同表中「従業者」を「従事者」に改め、

提出部数	提出先	提出期日	経済産業局長から経済産業大臣に提出する期日
二部	経済産業局長	翌月十日	翌月十五日
一部	経済産業大臣	翌月十五日	
二部	経済産業局長	翌月十日	翌月十五日
一部	経済産業大臣	翌月十五日	
一部	経済産業大臣	翌月十五日	
一部	経済産業大臣	翌月十五日	
一部	経済産業大臣	翌月十五日	
二部	経済産業局長	翌月十日	翌月十五日
一部	経済産業大臣	翌月十五日	
二部	経済産業局長	翌月十日	

を削り、同表第七号の

鉄鋼	銑鉄、フェロアロイ、粗鋼、鋼半製品、鍛鋼品、鋳鋼品、一般普通鋼熱間圧延鋼材、冷延広幅帯鋼、冷延電気鋼帯、めっき鋼材、特殊鋼熱間圧延鋼材、特殊鋼冷延鋼板、鋼管（冷けん鋼管を除く。）又は鋳鉄管を生産するもの
	右以外のもの

を

銑鉄	
フェロアロイ	
粗鋼	
鋼半製品	
鍛鋼品	
鋳鋼品	
一般普通鋼熱間圧延鋼材	
特殊鋼熱間圧延鋼材	
冷間仕上鋼材（磨棒鋼及び線類をめっき鋼材（線類を除く。）	
冷間ロール成型形鋼	
鋼管	

に改め、同表第九号の項中「関連装置」を「情報端末」に改める。

全部	

除く。）

附　則

1　この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

2　調査の期日がこの省令の施行の日前に属する経済産業省特定業種石油等消費統計調査については、なお従前の例による。